

ワーク・ライフ・バランスを考える

育児・介護制度の整備や残業の減少により、「私生活と仕事をうまく調和させていきましょう」というのが「ワーク・ライフ・バランス」です。

「過労死」という言葉がありますが、これは日本にしかない言葉だそうです。土日もなく働いて、残業は当たり前。家族と一緒に食事でも会話もする時間さえなく、労働だけの人生。ある日、突然死!! 精神的負担が続く中でリストラされてしまうと、自分の価値が見いだせずに自殺ということにもなりかねません。

また、家の中ではパートナーとの会話もなく、子育て・親の面倒は押しつけられ、誰も私を評価してくれない不満が爆発!!

子どもは偏差値という空間の中にとじこめられて、お年寄りは労働から解放され、家の中で自由にできるはずなのに、家族みんなが忙しくしていて、自分は誰の役にも立っていないと孤独感が満載!!

こうした状況を改善するためには、きちんと仕事をして、しっか

り休養もとる。家族一緒に食卓を囲んで、それぞれ

の楽しみ、共通の楽しみを持つことです。それを繰り返すことにより、良いサイクルが生まれる。

それが「ワーク・ライフ・バランス」です。

しかし、そのような生活をしたいくても、それが許されないのが今の社会です。

だからこそ、**雇用する方**、そして**働く方**がたの意識改革が最も必要です。それぞれが年齢、性別に関係なく、希望に添った生き方ができる社会をめざしましょう!!



▶申し込み・問い合わせ 市役所名寄庁舎3階 企画課企画調整係 ☎01654③2111 内線3305
〒096-8686 名寄市大通南1丁目 FAX01654②5644
名寄市ホームページ (<http://www.city.nayoro.lg.jp/>) のトップ画面・男女共同参画

大規模な 土地取引には 届出が必要です

国土利用計画法では、乱開発や無秩序な土地利用を防ぐため、一定面積以上の土地を取り引きしたときは、市を経由して北海道にその利用目的などを届け出て審査を受けることとしています。

○届出が必要な土地取引

取引形態

売買、交換、営業譲渡、譲渡担保、代物弁済、共有持分の譲渡、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権・買戻権等の譲渡

面積要件

都市計画区域内は 5,000㎡以上

都市計画区域外は 10,000㎡以上

※個々の面積は小さくても、権利取得者(売買の場合は買主)が権利を取得する土地の合計面積が、上記に該当すると届出が必要になります。

○届出する人や期限など

届出者 土地の権利取得者

(売買の場合は買主)

届出期限 契約締結日から2週間以内

届出に必要な書類

- ・土地売買等届出書
- ・土地取引に係る契約書の写し(3部)
- ・土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図【位置図】(3部)
- ・土地の形状を明らかにした図面【地番図等】(3部)

届出先・問い合わせ 市役所名寄庁舎3階 企画課企画調整係 内線3309